

ID: 179

担当部署: 地域整備課

処分の概要	みなし特定公共賃貸住宅としての使用許可		
例規名 根拠条項	大河原町営住宅条例 第51条		
例規番号	平成9年条例第20号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第51条の規定による。 (使用許可)</p> <p>第51条 町長は、その区域内に特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成5年法律第52号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。)第6条に規定する特定優良賃貸住宅その他の同法第3条第4号イ又はロに掲げる者の居住の用に供する賃貸住宅の不足その他の特別の事由により、町営住宅を同号イ又はロに掲げる者に使用させることが必要であると認める場合において、町営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲で、当該町営住宅をこれらの者に使用させることができる。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	年 月 日